

③〇〔八木始家人別書、出頭人宇田
遜方へ書出扣〕

明治4（1871）年7月

これは、明治4年7月提出された八木始家の人別書の控えです。当時、前橋石川小路17番屋敷に居住していました。家族として、父樂山（隠居）、妻里、長男俊一郎、長女慶（萩原朔太郎の母）、弟勇治、同鎌五郎が記載されています。また、氏神は連雀町の八幡社、菩提寺は榎町浄土真宗政淳寺でした。興味深いのは、萩原朔太郎の墓も政淳寺にあることです。なお政淳寺は、現在前橋市田口町に移転しています。

八木健次家文書 P09702 No. 1305-6

明治辛未七月 人別書
出頭人宇多遜方江書出扣

上野国群馬郡前橋石川小路

拾七番屋敷居住

父当県士族八木樂山長男

明治三年庚午十一月十三日被任權大属

八木 始

隱居 辛未年廿八

父 八木 樂山

年五十七

妻 里

長男 八木 俊一郎

年廿三

長女 八木 修一慶

年廿五

弟 八木 勇治

年廿一

弟 八木 鐐五郎

年十六

當藩士族片平新六郎妹

氏神連雀町八幡社
寺榎町浄土真宗政淳寺

付箋

一 勇治、東京南校寮未夕出来不申二付、
此段御双申候
一 同人義、東京二而南校之方江実名長恭
と書出置候旨、然ル处爰元二而八皆俗名
二而書出候二付、同人義も俗名書出し、此段
御双申候
一 同人義、長恭と改号致候旨、過日出頭人、相届御座候

【史料③〇】「八木始家人別書、出頭人宇田遜方へ書出扣」

明治辛未七月 人別書
出頭人宇多遜方江書出扣

上野国群馬郡前橋石川小路

拾七番屋敷居住

父当県士族八木樂山長男

明治三年庚午十一月十三日被任權大属

八木 始

隱居 辛未年廿八

父 八木 樂山

年五十七

妻 里

長男 八木 俊一郎

年廿三

長女 八木 慶

年廿五

弟 八木 勇治

年廿一

弟 八木 鐐五郎

年十六

當藩士族片平新六郎妹

氏神連雀町八幡社
寺榎町浄土真宗政淳寺

(付箋)

一 勇治義、東京大学南校寮未夕出来不申二付、

通ひ修業中二候間、住所追而書出可申候

此段御双申候

一 同人義、東京二而南校之方江実名長恭

と書出置候旨、然ル处爰元二而八皆俗名

二而書出候二付、同人義も俗名書出し、此段

御双申候

一 同人義、長恭と改号致候旨、過日出頭人、相届御座候